各　　位　　平成23年４月８日

会 社 名　株式会社ワキタ
代表者名　代表取締役社長　脇田 貞二
（コード番号　８１２５　大証第一部）
問合せ先　取締役管理本部長　重松 巌
（TEL.０６－６４４９－１９０１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年４月８日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年５月26日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1) 公告の方法について、効率的かつ経済的な公告方法である電子公告を採用することとし、併せて事故その他やむを得ない事由で電子公告によることができない場合の予備的な措置を定めるため、現行定款第５条(公告方法)を変更するものであります。

(2) 社外取締役及び社外監査役として優れた人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に変更案第 25 条（社外取締役の責任限定契約）及び変更案第 32 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、変更案第25条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 補欠監査役の選任について、毎年選任する不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を４年とし、併せて選任方法について規定する（変更案第27条第３項及び第４項）ものであります。

(4) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
(公告方法) 第 5 条　当会社の<u>公告</u>は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う</u>。	(公告方法) 第 5 条　当会社の<u>公告方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して<u>行う</u>。

現　行　定　款	変　　更　　案
第 6 条 第 24 条　（条文省略）	第 6 条 第 24 条　（現行どおり）
（新　　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第 25 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 25 条　（条文省略）	第 26 条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第 26 条　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の選任） 第 27 条　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新　　設）	3.　当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　　設）	4.　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 27 条 第 30 条　（条文省略）	第 28 条 第 31 条　（現行どおり）
（新　　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第 32 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 31 条 第 34 条　（条文省略）	第 33 条 第 36 条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 23 年 5 月 26 日（木）予定

定款変更の効力発生日　　平成 23 年 5 月 26 日（木）予定

以 上